

## 平成二十八年法律第九号

### 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(目的)

**第一条** この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等、防衛関係施設、空港及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これら的重要施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等、良好な国際関係、我が国を防衛するための基盤並びに国民生活及び経済活動の基盤の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

**第二条** この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 國の重要な施設等として次に掲げる施設

イ 国会議事堂、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第二百五号）第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。）の庁舎（国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。））をいう。（ハ）及びニにおいて同じ。）であつて東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ 内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ 口に掲げるもののほか、対象危機管理行政機関（危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。）に関する機能を担う国の行政機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の庁舎であつて当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ 最高裁判所の庁舎であつて東京都千代田区集町に所在するもの

ホ 皇居及び御所であつて東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

ヘ 第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施設

三 第五条第一項の規定により対象外國公館等として指定された施設

四 第六条第一項の規定により対象空港関係施設として指定された施設

五 第七条第一項の規定により対象空港として指定された施設

六 第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

七 第九条第一項の規定により対象施設の敷地等の指定

二 二の法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号から六までに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号へに掲げる対象施設については第四条

二の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第三項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規

定により指定された地域をいい、前項第四号に掲げる対象施設については第七条第二項の規定により指

定された地域をいい、前項第五号に掲げる対象施設については第八条第二項の規定により指

定された地域をいい。

三 この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は

自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

四 この法律において「特定航空用機器」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であつて、当該機器を用いて

人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）をいう。

五 この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

一 小型無人機を飛行させること。

二 特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

（国）の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定

**第三条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域を指定しなければならない。

一 衆議院議長及び参議院議長 その所管に属する前条第一項第一号イに掲げる対象施設の敷地（国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。）

二 内閣総理大臣 前条第一項第一号ロに掲げる対象施設の敷地（国会議事堂の敷地にあつては、その所管に属する部分に限る。）

三 対象危機管理行政機関の長 前条第一項第一号ハに掲げる対象施設の敷地

四 最高裁判所長官 前条第一項第一号ニに掲げる対象施設の敷地

二 前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施

設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八条の二第一項の離島を含む。以下同じ。）を含む場合にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官。第十三条第三項及び第五項を除き、以下同じ。）と協議しなければならない。

4 第一項各号に掲げる者は、同項各号に定める対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象施設の敷地又は区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

6 対象危機管理行政機関の長は、当該対象危機管理行政機関に係る対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

**第四条** 総務大臣は、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党（政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により政  
（政黨事務所の指定等）

党である旨を名目上は居て、実際には内閣に付属する事務所として指定するものとする。この場合において、総務省は、主たる事務所を対象政党事務所として指定するものとする。

当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おむね三百メートルの地域を、当該対象政党事務所の敷地に付帯する区域とする。前項の規定により対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地を指定するときは、当該対象政党事務所の敷地及びその周囲おむね三百メートルの地域を、当該対象政党事務所の敷地に付帯する区域とする。

に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3、総務大臣は第一項の規定により当該対象政党事務所及び當該対象政党事務所の敷地を指定し、並びに前項の規定により当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、監察官と協議しなければならない。

4 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨並びに当該対象政党事務所の名称、所在地及び敷地

並びに當該政党事務所による対象者見付の件で、第一頁に見付の件を告示しなければならない（次頁）こととして旨記せらる（第一頁に記載の「付表文部省令第14号」によると、第一頁に見付の件を告示する旨記載）。

議員が所属している政党の主たる事務所でなくならぬたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

規定により指定された文象政党事務所が衆議院議員若しくは参議院議員が所属している政党的主たる事務所でなくなくなるときは、直ちに当該文象政党事務所及び当該文象政党事務所の敷地並ては当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除しなければならない。

7 総務大臣は、対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（対象外）國公館等の、外交關係に關するウイーン條約第一條（i）に規定する使節団の公館、領事關係に關するウイーン條約第一條（j）に規定する領事機關の公館及び條約において不可侵とさ

れる外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に定める外国要人（以下この条において単に「外国要人」という。）の所在する場所のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の

飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象外国公館等として指定することができる。この場合において、外務大臣は、併せて当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するものとする。

2 拙著は、前項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定するときは、当該対象外国公館等の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当

該対象外に公館等に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等として、外國要人の所在する場所を指定し、及て当該外國要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並ては前項の規定により当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

外務大臣は、第一項の規定により対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象施設周辺地域を指定しようとする

5 ときまへは、あらかじめ監察官等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在す  
外務大臣は、如きが監察官等と協議しなければならない。

る場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定するときは、その旨及び期間）並びに当該対象外国公館等

の外務省、在地及び敷地内に於ける事務所等は区域並びに該対象外國公館等に係るる対象施設周辺地域を官報別冊で告示しなければならない。又或いは該対象外國公館等に係るる対象施設周辺地域を官報別冊で告示しなければならない。

〔解説〕「おまかせ」は、主に女性が男性に対して、自分の意思を尊重してもらう意図で使われる言葉。しかし、この文では、相手の意思を尊重する意図ではなく、自分の意思を尊重してもらう意図で使われている。

第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。  
但し、規定期限内に、被指定者より、前項の規定による指定の解除を請求する場合は、前項の規定による指定の解除を行なう。

外務大臣は、文書外國公館等及び當該文書外國公館等の敷地又は園地立てに當該文書外國公館等に係る文書旅館周辺地場の指定を角陽したときは、その旨を官報で告示した。われにならぬ。（対象防衛関係施設の指定等）

**第六条** 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく、施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項第一号イに規定する事務を司る。

この場合において、第一条件の目的に照らして、当該対象施設を設置する区域を指定するものとする。この場合において、第一条件の目的に照らして、当該対象施設を設置する区域を指定するものとする。この場合において、第一条件の目的に照らして、当該対象施設を設置する区域を指定するものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域

3　防衛大臣は、第一項の規定により対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官と協議しなければならない。



- 3** 前項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則（第一号及び第四号に定める者への通報については国土交通省令、第三号に定める者への通報については防衛省令）で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会及び次の各号に掲げる当該対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める者に通報しなければならない。ただし、第二条第一項第三号に掲げる対象施設及びその指定敷地等の上空において前項第一号に掲げる小型無人機等の飛行を行う場合であつて、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 一** 第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 皇宮警察本部長
- 二** 海域を含む対象施設周辺地域 当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長
- 三** 第二条第一項第三号に掲げる対象施設（自衛隊の施設であるものに限る。次条第三項及び第十三条第二項において同じ。）に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象空港管理者」という。）
- 四** 第二条第一項第四号に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 当該対象施設の管理者（以下「対象施設の安全の確保のための措置」という。）
- 第十一條** 警察官は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機等の飛行を行つてゐる者に対し、当該小型無人機等の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2** 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらぬいためには、警察官は、対象施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限りにおいて、当該小型無人機等の飛行の妨害、当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。
- 3** 前二項の規定は、皇宮護衛官及び海上保安官並びに第二条第一項第三号に掲げる対象施設を職務上警護する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、当該自衛官の職務の執行については、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該自衛官が職務上警護する対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行われるものに限る。）が」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設周辺地域」と、前二項中「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空以外の場所及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察官及び海上保安官）がその場にいない場合において、防衛大臣が警察庁長官（海域及びその上空における当該自衛官の職務の執行にあつては、警察庁長官及び海上保安庁長官）に協議して定めるところにより、行うとき
- 4** 対象空港管理者は、前条第一項又は第三項本文の規定に違反して飛行する小型無人機又は特定航空用機器の有無及びその所在を把握するために必要な巡視その他の措置を国土交通大臣が警察庁長官に協議して定めるところによりとともに、これらの規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象施設における滑走路の閉鎖その他の当該対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとるものとする。
- 5** 第一項及び第二項の規定は、対象空港管理者の職務の執行について準用する。この場合において、第一項中「小型無人機等の飛行が」とあるのは「小型無人機等の飛行（当該対象空港管理者が管理する対象施設及びその指定敷地等の上空において行われる小型無人機の飛行に限る。）が」と、「場合には」とあるのは「場合には、国土交通省令で定めるところにより」と、「対象施設周辺地域」とあるのは「当該対象施設及びその指定敷地等」と、「対象施設に」とあるのは「当該対象施設に」と、「措置」とあるのは「ものとして国土交通省令で定める措置」と、「命ずる」とあるのは「自ら命じ、又は国土交通省令で定めるところにより指定した職員若しくは委任した者に命じさせる」と、同項及び第二項中「できる」とあるのは「できる。ただし、当該対象施設及びその指定敷地等並びにその上空における当該対象空港管理者又はその指定した職員若しくは委任した者に命じさせる」と、同項中「命ずる」とあるのは「命じ、若しくは命じさせる」と、「対象施設」とあるのは「国土交通省令で定めるところにより、当該対象施設」と、「当該小型無人機等の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとる」とあるのは「その他の必要な措置を自らとり、又は同項の指定した職員若しくは委任した者にとらせる」と読み替えるものとする。
- 6** 前項において準用する第一項又は第二項の職務を執行する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。
- 7** 地方公共団体又は対象空港管理者は、第二項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第三項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行つた者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 第十二条** この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。
- 第十三条** 第十条第一項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行つた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 2** 第十一条第一項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- （施行期日）**
- 附 則** 抄
- 第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第二条第一項第一号ハ及び第三号、第四項並びに第五項第一号、第三条第一項第三号、第五項及び第六項、第六条並びに第十条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

